

1. ゾーニングの背景と目的

近年の世界的な地球温暖化の進行をうけ、わが国では令和3年(2021)年に「地球温暖化対策推進法」が改正され、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」とする。)の導入を促進するエリア(促進区域)を定める仕組みが導入された。亀岡市では、世界に誇れる環境先進都市を目指し、全国に先駆けた環境の取組を推進している。令和5(2023)年には「かめおか脱炭素未来プラン」を策定し、2050年カーボンニュートラルの実現を最終目標に再エネ導入目標を設定した。目標達成に向けて、再エネ導入に求められる、豊かな自然環境との調和や生態系・防災面への配慮、地域住民との合意形成等の重要な要素を踏まえて、地域に調和する再エネの最大限の導入を図るためにゾーニングを実施した。

地球温暖化の進行

パリ協定(平成27(2015)年採択)

- ・1.5℃目標(平均気温上昇を1.5℃以内に抑える)
- ・2050年カーボンニュートラルの実現

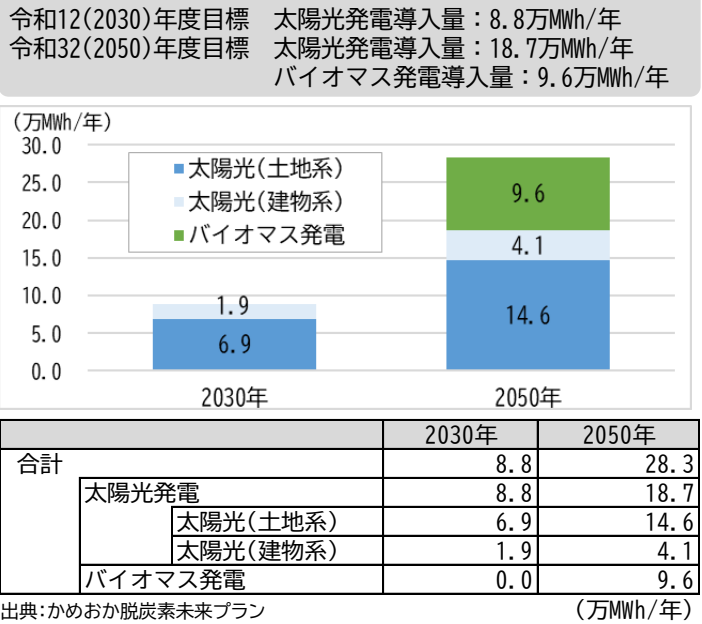
政府「2050年カーボンニュートラル宣言」(令和2(2020)年10月)
(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする)

地球温暖化対策推進法の改正(令和3(2021)年度)
◎ポイント: 地域における再エネ導入を推進する仕組みの導入

京都府地球温暖化対策推進計画(令和4(2022)年度改定)

- 促進区域の設定に関する環境配慮基準を定める
- 区域設定に係る市町村への支援、促進区域の設定及び事業化を促進

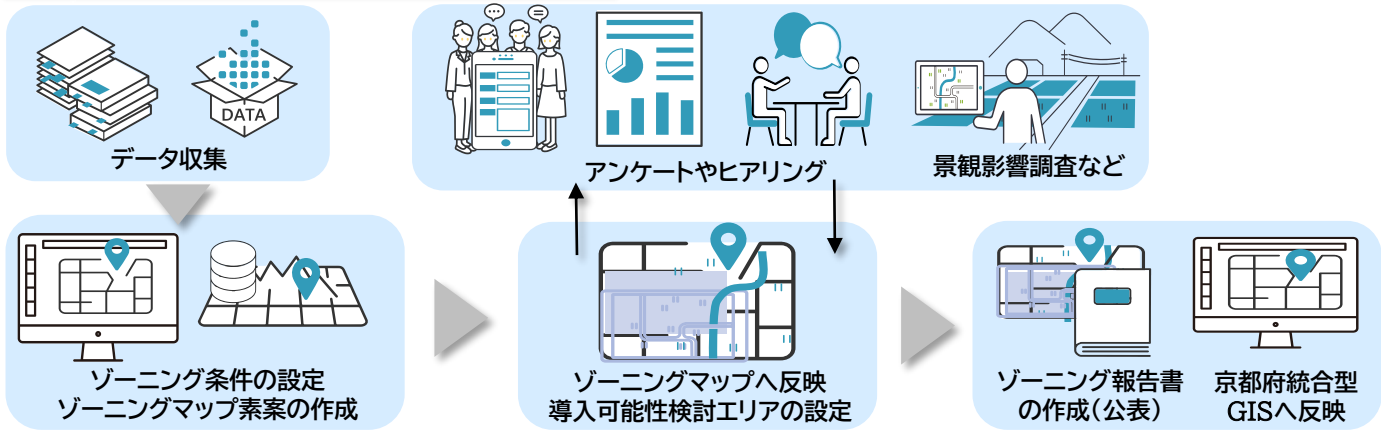
亀岡市地域再エネ導入ゾーニング



2. 対象とする再エネ発電施設

種別	利用形態	イメージ
太陽光発電	屋根設置型	住宅、事業所、公共施設などの建物の屋根
	地上設置型 (農地・水上を含む)	地上設置型 農地設置型 水上設置型
バイオマス発電	大規模 木質バイオマス発電所 (概ね2,000kW以上)	大規模木質 バイオマス発電
	小規模 木質バイオマス発電所 (概ね2,000kW未満)	小規模木質 バイオマス発電 (熱電併給)

3. ゾーニングの手順

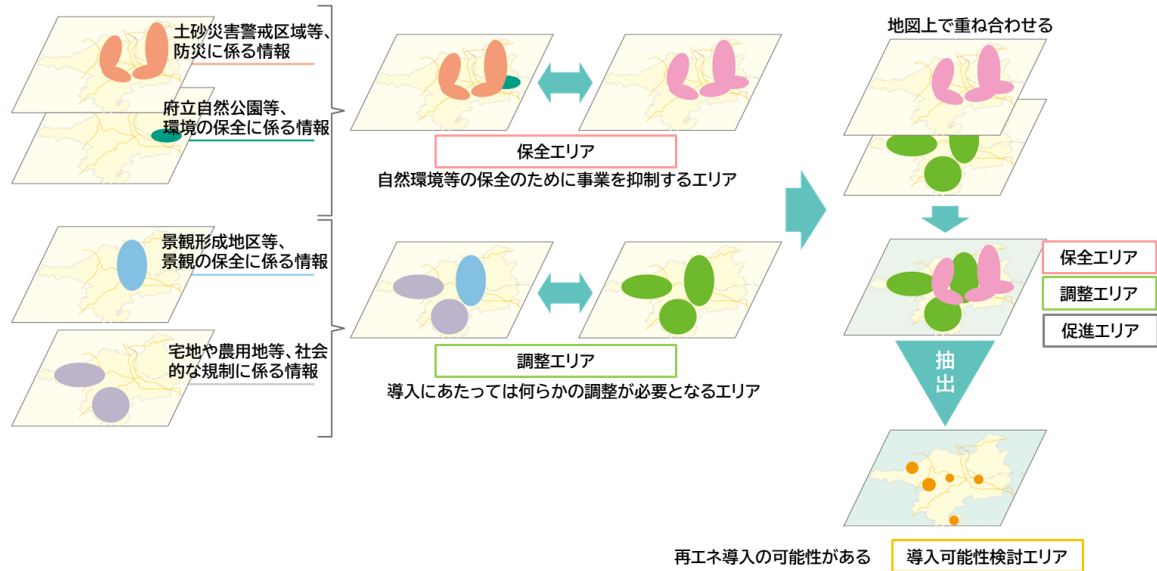


4. ゾーニングのエリア区分

ゾーニングでは、再生可能エネルギーの導入にあたって課題となる自然的環境、社会的環境、その他土地利用に係る法規制等について、資料を収集、データとして重ね合わせた情報をもとに、自然環境等の保全および事業の推進の観点から4つのエリアに区域分けを行った。

エリアの設定にあたっては、太陽光発電では、国や府が示す基準のほか、「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」(以下「亀岡市条例」という。)を参考にエリアの選定を行った。

バイオマス発電については、エリアの設定にあたって国や府が示す基準が存在しないため、太陽光発電におけるエリア設定の考え方を踏襲しつつ、バイオマス発電の事業性を加味してエリアの設定を行った。

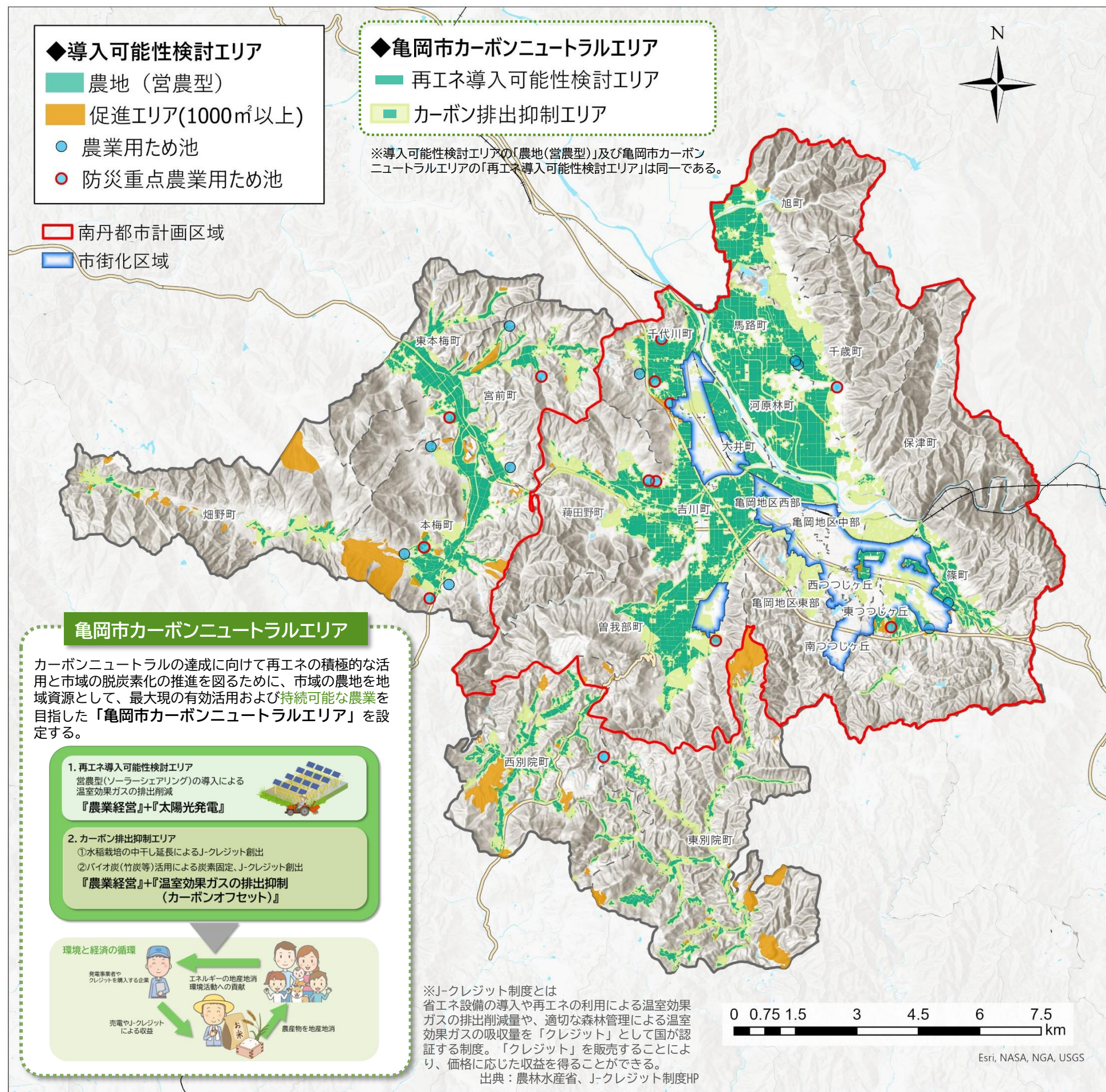


エリア区分	概要
保全エリア	法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等により、環境保全を優先するエリア
調整エリア	立地にあたって調整が必要なエリア
促進エリア	環境・社会面からは導入を促進しうるエリア
導入可能性 検討エリア	調整エリア及び促進エリアから、事業性に係る情報を加味し、適切な環境配慮を確保しつつ事業化につながる可能性があるエリア

※イメージは、環境省「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」及び一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会「小規模木質バイオマス発電をお考えの方へ導入ガイドブック」掲載図を改変

- 用途地域(工業地域、準工業地域)
- 農用地・農業振興地域
- 地域森林計画対象民有林
- 大規模盛土造成地
- 形質変更時届出区域

太陽光発電①【地上設置型】導入可能性検討エリア



促進エリア 面積：481.7ha



- ・ゾーニングによって保全エリアと調整エリアを除いた促進エリアのうち、事業性を考慮し1,000㎡以上の敷地を抽出。
- ・法令等による規制が少なく、環境への影響等が少ないエリアであり、大規模発電施設の導入が期待できる。
- ・土地の利用状況等に応じた地域との合意形成に留意すること。

農業用ため池 面積：43.7ha（23箇所）

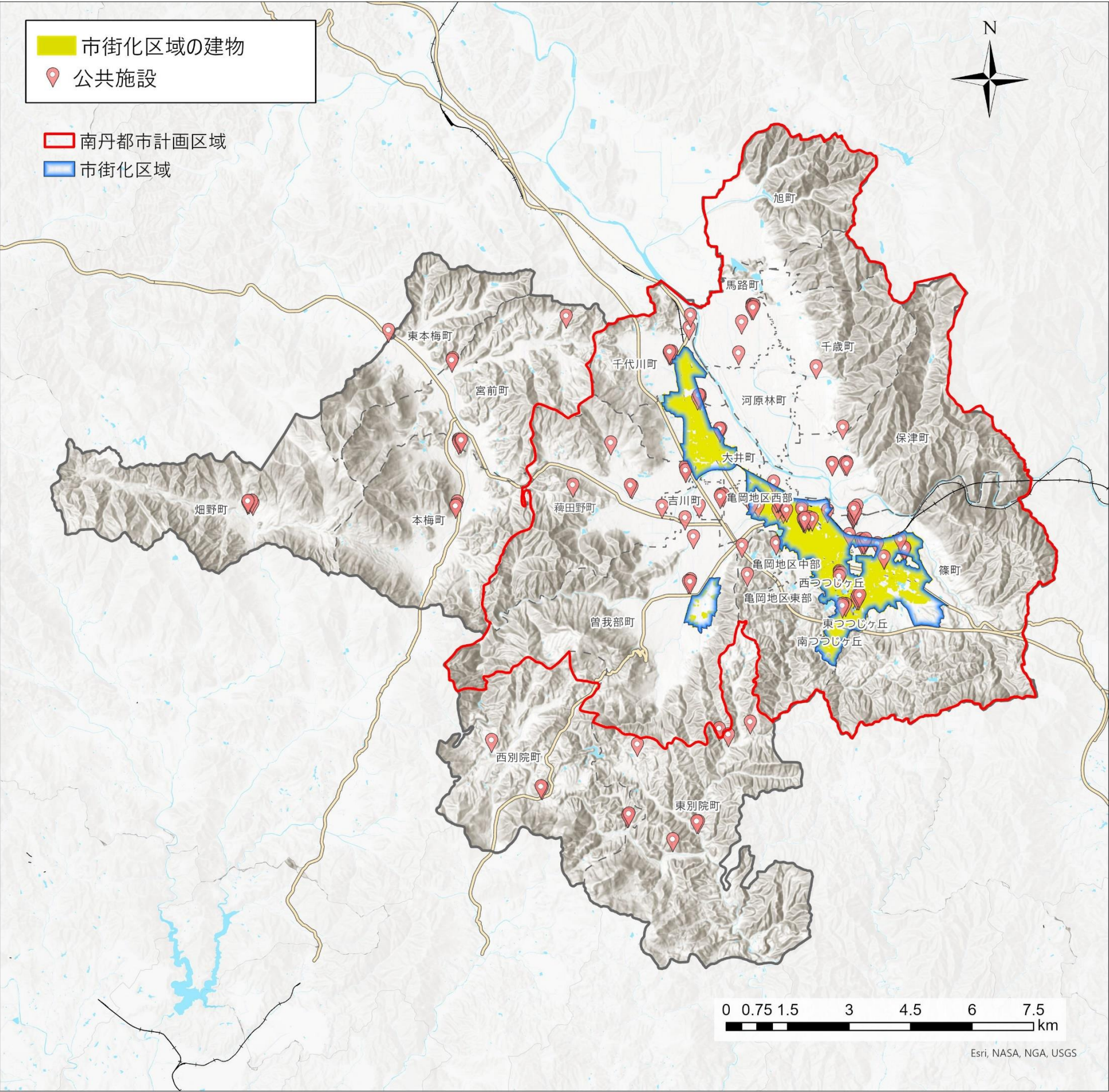


- ・事業性を考慮し満水面積0.5ha以上のため池とする。
- ・環境への影響や安全性を配慮し、保全エリアを除外した23箇所を指定。
- ・防災面の観点より「防災重点農業用ため池」については、留意する必要がある。

農地(営農型) 面積:2,566.5ha



- ・市域全域で高い発電ポテンシャルを有する。
- ・農地の一時転用による導入が可能であり、事業実現性が高い。なお、発電設備は営農型のみとする。
- ・環境への影響や安全性を配慮し、保全エリアは除外する。
- ・持続可能な農業を目指した「亀岡市カーボンニュートラルエリア」として位置付ける。



市街化区域の建物 面積:257.6ha



- 太陽光発電の導入が可能な建物数が多く、高い太陽光発電ポテンシャルを有している。
 - 法令等による制約や、景観への影響、地域住民の懸念が小さく、事業実現性の高いエリアである。
 - 環境への影響や安全性に配慮し、保全エリアと調整エリアを設定。
- 保全エリア
- 土砂災害（警戒区域・特別警戒区域）
 - 急傾斜地崩壊危険区域
- 調整エリア
- 景観形成地区（城下町地区）
- 建物の屋根に設置する際は屋根の色彩と調和した太陽光パネルであることに留意すること。

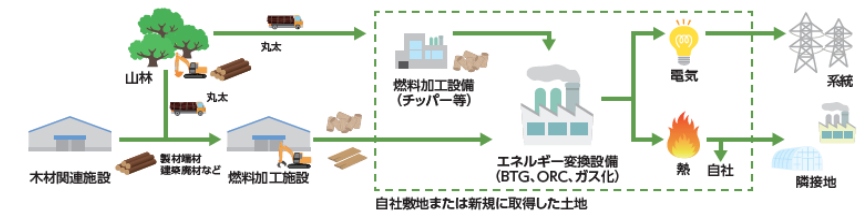
公共施設 面積：11.8ha



- 制約が少なく、市の方針により発電設備の導入が可能な点より、市内の公共施設のうち、設置可能な全ての公共施設を指定する。
- 廃止予定の施設や、都市公園、防災施設（水防倉庫・消防団格納庫）、駐輪場や公衆トイレ、喫煙所等の施設は対象外である。
- 公共施設が含まれる特定建築物については「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」により新築・改築時に再エネ設備の導入が義務化されている。
- 地域のレジリエンス強化に資するよう、災害時に非常用電源として活用できる設備であることに留意すること。

[illegible]

- ・太陽光発電におけるエリア設定の考え方を踏襲しつつ、バイオマス発電の事業特性を加味してエリアの区分設定を行った。
- ・燃料資源の発生源とは異なる場所で発電できるのが特徴。
- ・太陽光発電のように屋根の上や小規模な空き地等に設置できるものではなく、一定以上の規模の面積をもつ土地が必要となる。
- ・立地に適さないエリア、または立地にあって調整が必要なエリアである、「保全エリア」と「調整エリア」のみを設定する。



出典：「バイオマスエネルギー地域自立システムの導入要件・技術指針 第6版」(NEDO)

- アムモドキの生息区域
- 京都府立自然公園の特別区域
- 府指定鳥獣保護区
- 景観形成地区(湯の花温泉地区・自然景観形成地区・都市景観形成地区・一般地区(城下町地区))
- 京都府景観資産登録地区
- 文化財環境保全地区
- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 砂防指定地
- 洪水浸水想定最大規模
- 用途地域(住居地域・商業地域・近隣商業地域)
- 都市計画公園
- 生産緑地地区
- 農用地・農業振興地域
- 保安林
- 既存集落まちづくり制度の指定区域

- 自然環境の保全に関する情報
 - 重要な地形の範囲
 - 特定植物群落
 - 巨樹・巨木林
 - 植生自然度9、10の植生範囲
 - 重要な湿地の範囲
- 法令等により指定された地域の情報
 - 国・府指定文化財、埋蔵文化財包蔵地
- 社会的調整が必要な事項に関する情報
 - 地域森林計画対象民有林
 - 大規模盛土造成地
 - 形質変更時届出区域